

## 二本松市小型除雪機の貸出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、降雪時の道路交通の安全を確保するため、ボランティア団体が行う除雪作業に使用する小型除雪機（以下「除雪機」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象者)

第2条 除雪機の貸出の対象者は、二本松市道路除雪ボランティア活動支援要領の対象者として届出のある団体等とし、作業安全確保のため、登録者2名以上の場合とする。

(貸出の申請)

第3条 除雪機の貸出を受けようとする者（以下「借受者」という。）は、除雪機貸出承認申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出の条件)

第4条 除雪機の貸出の条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸出の時間は、原則4時間以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、8時間以内とする。
- (2) 貸出は、無料とする。
- (3) 作業の実施にあたり、団体に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は、借受者の責任においてその賠償を行う。

(貸付及び返還)

第5条 市長は、除雪機の貸出しを承認するときは、小型除雪機貸出承認書（別記様式）を交付するものとする。

2 借受者は、借り受けた除雪機を返却しようとするときは、市職員による確認を受けなければならない。

(除雪機の管理)

第6条 除雪機での除雪作業については、借受者の管理下で行うものとする。

(使用責任)

第7条 借受者は、借り受けた除雪機を破損し、又は滅失したときは、速やかに市長に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、借受者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

別記様式

小型除雪機貸出承認申請書（承認書）		
年 月 日		
申請者	住所	郵便番号
	氏名又は 団体名	印（電話）
借受機	除雪機 台	
借受理由		
借受期間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
ボランティア 保険の種別	社協 : 民間 : 行政区	
摘要		
※ 承認決定 年月日	年 月 日	担当者印
	上記のとおり承認します。	
承認条件等	1 貸出しする除雪機は、丁寧に取り扱いってください。 2 貸出しする除雪機に故障等が生じたときは、直ちに報告し、指示を受けてください。 3 貸出しする除雪機を破損又は紛失したときは、その損害を賠償していただくことがあります。	